

被災農業者向け経営体育成支援事業 (平成28年熊本地震)

対策のポイント

平成28年熊本地震による農業被害により被災した農業者に対し、農産物の生産・加工に必要な施設の復旧及び施設の撤去等を緊急的に支援します。

政策目標

被災農業者の農業経営の維持

<主な内容>

熊本地震による農業被害を受けた農業者が農業経営を維持していくために必要な農産物の生産・加工施設の復旧等の経費を支援します。

1 助成対象者

熊本地震による農業被害により農業用施設等が被災した者（市町村から被災証明を受けていること）であって、地方公共団体による支援や融資を受けて、被災施設の復旧等、又は倒壊した畜舎等の撤去を行うことにより農業経営を継続しようとする農業者。

2 支援対象

平成28年4月14日以降の以下に掲げる取組を対象とする。

- (1) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の復旧又は気象災害等による農業被害前の当該施設と同程度の施設の取得。
- (2) 農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設を修繕するために必要な資材の購入。
- (3) (1) と一体的に復旧し、又は取得する附帯施設の整備。
- (4) 農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の取得（被害前と同程度のもの）又は農産物の生産に必要な農業用機械及び生産した農産物の加工に必要な機械並びに附帯施設の修繕。
- (5) 倒壊した農産物の生産に必要な施設の撤去。
(再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことや、被災地での再建が困難な場合における施設の設置箇所の移動は可能。)

3 事業実施主体

市町村

4 補助率

<2の(1)～(4)>

再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる（ただし、園芸施設共済の対象となる施設については、共済加入の場合は共済金の国費相当額を合わせて1/2、共済未加入の場合は4/10とする）。

(残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる。)

<2の(5)>

撤去については、地方公共団体が費用負担することを前提に定額助成とする。

(地方公共団体には特別交付税措置（地方公共団体の負担分の8割）を講ずる。)

(定額助成の単価は以下のとおりとする（①～④については、撤去を行うために実際に支出した費用と比較した上で、いずれか低い額を支払額とする。）)

- | | |
|---|-----------------------|
| ① 被覆材がガラスのハウス | 1,200円/m ² |
| ② 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨のハウス
(骨材に鋼材を使っているもの、太いパイプ等で強度を向上させたものを含む。) | 880円/m ² |
| ③ 被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス | 290円/m ² |
| ④ 畜舎 | 4,500円/m ² |
| ⑤ その他（市町村特認） | |

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2148)]